

長崎労働局説明資料 「在籍型出向等支援事業について」

令和3年6月
長崎労働局職業安定部職業安定課

「在籍型出向等支援事業」に関する背景

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、出向という手段を活用して、労働者の雇用を維持する重要性が高まっていることを踏まえ、今後、在籍型出向を支援する取組の強化を図る。

「在籍型出向等支援事業」の概要等

事業内容

1. 地域の在籍出向等支援協議会の設置・運営
2. 公益財団法人産業雇用安定センターとの更なる連携
3. 「産業雇用安定助成金」の創設

1. 地域の在籍型出向等支援協議会の設置・運営

関係機関等と連携し、出向支援が効果的に実施されるよう実務的な協議を実施する。

開催時期等

各年度1回以上の開催予定。

協議事項

- ①雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関すること。
- ②在籍型出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関すること。
- ③関係機関間の連携に関すること。
- ④在籍型出向支援のノウハウ・好事例の共有に関すること。
- ⑤各種出向支援策の共有など出向の効果的な実施の推進に関すること。

事務局

長崎労働局職業安定部職業安定課に置く。

2. 公益財団法人産業雇用安定センターとの更なる連携

企業間の在籍型出向という手段によって労働者の雇用維持を図る重要性が高まる中で、更なる連携が求められる。

主な連携事業内容

- (1) 在籍型出向送出・受入企業情報の提供
- (2) 出向送出・受入企業の開拓
- (3) 産雇センターのパンフレット等の配布・配置

3. 「産業雇用安定助成金」の創設

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する「産業雇用安定助成金」を創設。

助成金の概要

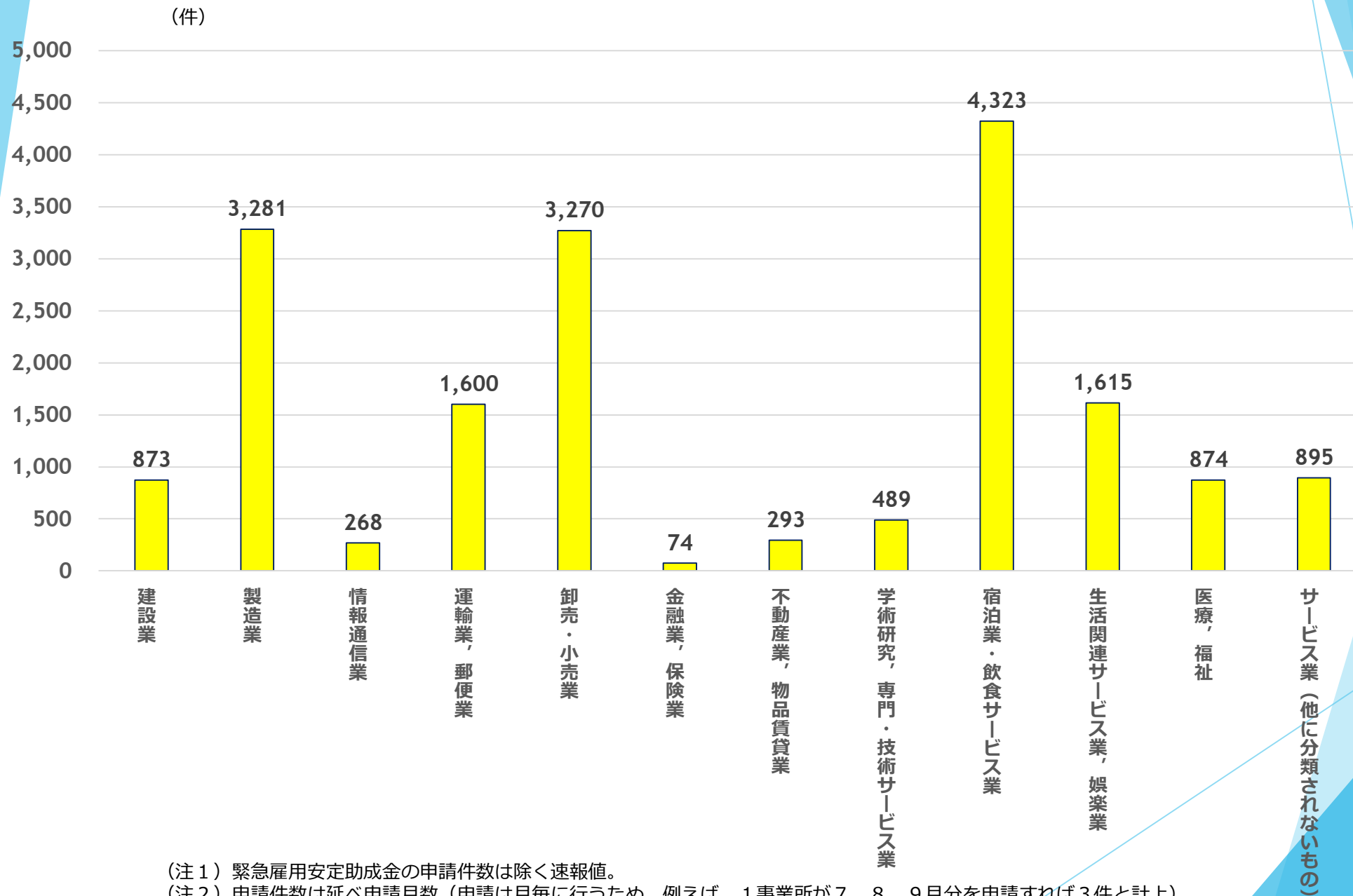
【対象】：雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。

【前提】：雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

【要件（一部）】：●出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないこと。
●代表取締役が同一人物である企業間の出向でないこと。
●資本的・経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること。
●出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと。 などの要件あり。

【対象事業主】：●新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（出向元事業主）
●当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主）

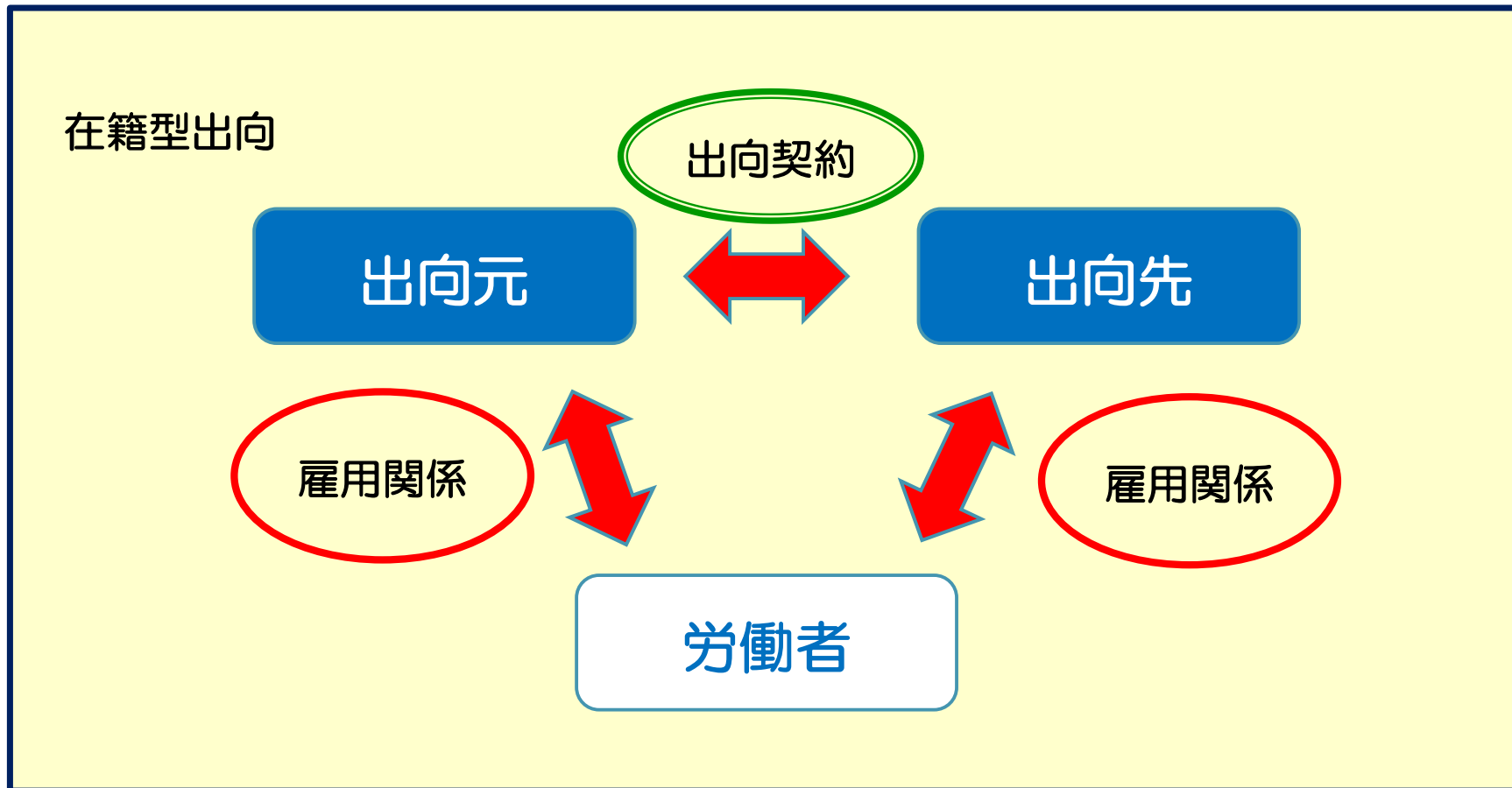
雇用調整助成金 主要産業別申請件数（令和3年5月19日現在）



4.「在籍型出向」について

在籍型出向とは、

出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、**労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び**、一定期間継続して勤務することをいいます。



(1) 留意事項等

在籍型出向と労働者供給の関係

労働者供給とは

●労働者供給は、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させるもの（労働者派遣に該当するものを除く。）をいいます。

【参考】職業安定法 第三章の三 労働者供給事業 （労働者供給事業の禁止）
（第44条）

何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

※職業安定法第44条により、労働者供給を業として行うことは禁止されている。

一般的な在籍型出向の取扱い

●在籍型出向の形態は、労働者供給に該当するものであるが、

- ①労働者を離職させるのではなく、他の会社において雇用機会を確保する
- ②経営指導、技術指導を実施する
- ③職業能力開発の一環として行う
- ④企業グループ内の人事交流の一環として行う

等のいずれかの目的があるものについては、基本的には、「業として」行われていないと判断される。

コロナ禍における雇用維持を目的とした在籍型出向の取扱い

●新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、事業の一時的な縮小等を行う事業主が、人手不足等の事業主との間で在籍型出向を活用して労働者の雇用維持を図るために行う取組については、基本的には、上記①に類するものとして、「業として行う」ものではないと考えられます。



注意

例えば、

「当初から出向させることを目的として雇い入れて出向を命じたり」
「新型コロナウイルスの影響がなくなった後に新たに出向を命じたり」

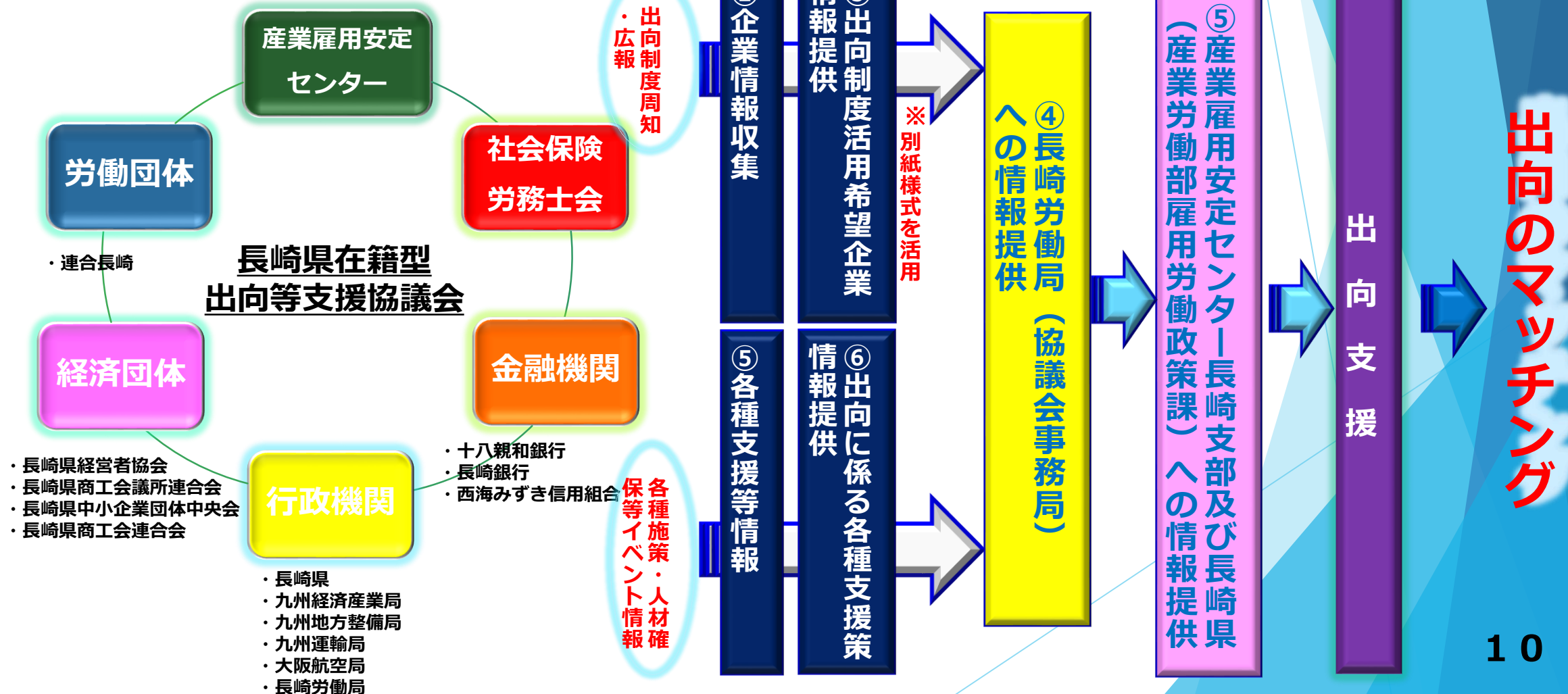
など、コロナ禍の雇用維持の目的と考えられる範囲を超えることのないよう、留意が必要。

長崎県協議会構成機関間の連携体制の構築（提案）

（在籍型出向の活用による雇用維持への支援）

① 協議会構成機関による企業への出向制度の周知・案内

〈 出向情報やノウハウ共有・送出企業や受入企業開拓を実施 〉



在籍型出向制度活用希望企業情報提供様式（案）

【別紙】

在籍型出向制度の活用を希望する企業の情報を得た場合は、下記様式により協議会事務局(長崎労働局)に情報提供を行っていただくをお願いします。

様式（案） 長崎労働局（協議会事務局）への誘導企業情報報告（在籍型出向制度）

報告年月日 R3.4.1
報告機関名 * * * *
報告者名 * * * *
連絡先 *** - *** - *****

	企業名	業種	担当者名	電話番号	同意の有無 (※)	備考
例1)	(株) ○○○○	製造業	◇◇ ◇◇	* * * - * * * - * * * *	有	送出企業としての相談
例2)	(株) ○○○○	介護サービス業	◇◇ ◇◇	* * * - * * * - * * * *	有	受入企業としての相談
1						
2						
3						
4						

《注意》 労働局・産業雇用安定センター、長崎県から出向支援に係る連絡を行うことについての同意を得る必要があります。